

参 考 資 料

第 3 回協議会議事要旨

協議会運営フロー(案)

全体構想(素案...第 3 回協議会提示案)
に対する協議会構成員の意見

第 3 回協議会議事要旨

第3回釧路湿原自然再生協議会

議事要旨

■ 小委員会開催報告について

事務局より平成16年2月に開催した各小委員会の開催概要について説明があり、次に各小委員長から小委員会で出された主な意見について補足説明が行われた。

(旧川復元小委員長)

- 協議会の場では、全体構想を検討するという雰囲気になっていないので、小委員会で全体構想についての意見を出してはどうか。
- 再生事業を進めるにあたっては、地域住民の理解が大事である。また、小中、高、大学も含めた総合的な学習の実施など環境教育の推進が必要である。
- 湿原再生にあたっては、流域全体で考えていかなければならない。

(水循環小委員長)

- 地下水位、水質等に関するモニタリングは、漠然と行うのではなく、何のために、何が分かるのかという目的を明確にしなければならない。
- 湿原の植生変化に関しては、地下水の変動が非常に大きな影響を与えるので、単に地下水位でまとめるのではなく、変動がどのくらいあったかということを明確にしなければならない。

(湿原再生小委員長)

- ハンノキ林の成長の仕組みに注目するとともに、今まで萌芽だけに注目していたが、更に実生などについても注目し、つくられた排水路などの影響についての解明等を求めて様々な実験をこれから実施していく。つまり、広里地区では湿原の再生に関わる様々な実験、それから解析の場として取り組んでどうか。
- 下幌呂地区の湿原移行帯という表現については、それが何なのか、更に詳細に検討していく必要がある。
- 下幌呂地区は、隣接する農地に再生事業が影響を及ぼすことが考えられるので、その関係について明らかにしておく必要がある。更に、下流の湿原域に作用があると同時に、上流にも影響があると思われるので、それについても明らかにすることが求められる。この事業を行うに当たっては、目的と意義と、それからゴールを明らかにすることが求められるのではないか。
- なぜ再生することが必要なのかということを常に確かめながら、同時に住民が内容について確認しつつ進めていく必要がある。
- 実施にあたっては情報の共有化、内容の交換が必要であり、流域全体を把握する必要がある。
- 小委員会は、単に事業主体者の内容をチェックするという立場だけではなく、事業主体者とともに事業の目的や意義、事業のゴール、周辺地域の人々との関係、影響などを常にモニタリングしつつ、事業の展開を見守る、あるいは検討するという立場でいくべきではないか。

(森林再生小委員長)

- 流域の水源地を扱うということで、流域全体の問題としてとらえていく必要がある。
- 現地で森林を見ながら、その森林をどのような形で今後も育てていくのかということ
を議論していきたい。
- 協議会全体で共通のデータベースを持つ必要がある。
- 苗木をつくるための種はできるだけ地域から採っていくべき。
- 森林所有者が自らの森林の状態・周囲への影響を知ること、自らの土地利用政策を
見直すような形の方向性が重要。
- 明らかに問題となっている場所は即実行すべきで、委員会の事後承諾で構わないので
は。

(再生普及小委員長)

- 既往のワーキンググループでの検討事項を当小委員会が引き継ぐということを確認
した。
- 4 番目の新たなワーキンググループとして「10 の提言」行動計画作成ワーキンググル
ープをつくる。これらのワーキンググループに新たに参加を希望する小委員会メンバ
ーを、3 月末まで募ることにした。

(土砂流入小委員長(事務局代読))

- 土砂流入のメカニズムについて狭義的な視点からの理解が必要であり、粗粒土砂の流
出防止についても検討していくべきである。
 - 失われた自然のバランスを取り戻すことの手助けとなる対策を見極める必要がある
など、発生源も含めた流域の全体像をよく知ることが必要である。
 - どこまでが自然の状態で発する土砂で、どこからが流域開発の影響なのか、原因が分
かった段階で沈砂池や水辺林などの具体的な対策を考えても遅くはない。
 - 湿原へ流入する土砂の量や質は、洪水規模によっても複雑に変化するものであり、ま
た近年大きな洪水が頻繁に発生している状況を考えると、土砂制御の目標値や対策の
設定に当たっては、この委員会でも早急に議論していかなければならない課題と考
えているが、土砂の問題は非常に複雑であり、この自然現象を短期間にとらえることは
非常に難しいと考える。
 - 各分野の専門家、事業の実施者の方など、それぞれの立場での意見、アイデアを出し
ていただきながら、土砂発生の原因や湿原流入土砂量を把握し、具体的施策を早期に
策定すべき。
 - 実施に当たっては、試行錯誤的な取り組みとして試験施行等を実施する。その効果
を検証しながら事業を実施すべき。
- 全体構想作成の進め方について

事務局より全体構想作成の進め方について説明が行われた。

(オブザーバー)

- 地元の関係者として関係自治体の行政機関でもいいが、必ずメンバーの中に入れてほしい。専門家だけで素案をつくるのは問題がある。

(委員)

- 実際に自然再生事業を実施する場合、様々な弊害等についての問い合わせ先は地元自治体になると思うので、自治体の参加を呼びかけたり、メンバーの枠を設けたりする必要がある。

(オブザーバー)

- 我々農業者の生活がかかっている中で、釧路川の上下流の開発と環境という相反する部分の調整をどう行っていくのか。公の場で我々農業者の意向を汲んでいただきながら形にしていくのは難しいので、実情を理解している担当する町村をメンバーに是非加えてもらいたい。

(委員)

- 作業ベースの話をおこなうような大きな会議でやるのは無理だと思う。例えばネットワーク上の会議室や、メーリングリストなどを活用する方法も考えられる。

(会長)

- 作業自体はできるだけ能率的に進めていきたい。但し、全体が固まる前に、地元自治体の方には皆出ていただく機会をつくり、地域の意見を反映させていく。

■ 全体構想(素案)について

全体構想(素案)について事務局より説明が行われた。その後、8テーブルに分かれて、「釧路湿原の自然再生(保全・再生)はなぜ、どこまで必要なのか。」「釧路湿原の自然再生に関してもっとも重要な具体的行動は何か。」についてブレインストーミング・セッション方式により討議が行われた。テーマ毎の各グループからの発言は次の通り。

テーマ1「釧路湿原の自然再生〔保全・再生〕はなぜ、どこまで必要なのか。」

(委員：グループ1【藤間/長澤/高橋(忠)/中村(太)/(財)日本野鳥の会 鶴居/伊藤カクチャリ/釧路造園建設業協会/北海道教育庁 釧路教育局/標茶町】敬称略)

- ・ 現在の釧路湿原の質的な変化は、自然の時間の流れをはるかに超えてスピードが早い。私たちはこのスピードをできるだけ自然そのものの時間の流れに戻す努力が再生の動機となるべきだ。
- ・ 無用なところまで手を入れすぎてしまった部分を取りあえず元に戻そうとすること。
- ・ 議論百出で時間切れです。

(委員：グループ2【百瀬/新庄/井上(京)/ボランティアネットワークチャレンジ隊/釧路湿原国立公園ボランティアの会/鶴居村/標茶町商工会】敬称略)

- ・ 流域に住む人々の視点が欠けている。

- ・ 湿原をなぜ保全する必要があるのか 社会的価値観の変化、経済活動の拡大などの経過を記載すべき。
- ・ 再生に加え、自然と人・生活との共生の観点を加えるべき。

(委員：グループ3【佐藤(繁) / 松本 / 山田 / 井上(典) / 下久著呂地区農業用排水維持管理組合 / 釧路生物談話会 / 北海道 釧路土木現業所 / 弟子屈町森林組合】敬称略)

- ・ 地元の生活者の視点から、土砂流出等については、昔から同じ問題があった。大きな事業を実施したから自然が再生するとは思えない。
- ・ 現在の生活とのバランスを考えた自然の保全・再生が必要である。
- ・ 生物多様性の保護は、地域の生活環境につながる。
- ・ 地域の固有資源として経済的財産としても自然再生を検討する必要がある。
- ・ 保全を重視すべき。 再生は無理ではないか。
- ・ 完全に再生させるのは無理ではないか？ 問題となる要因を低減させるのでとどめる。
- ・ 土地利用の管理を流域で一体的に行い、自然の保全と再生を行う必要がある。

(委員：グループ4【蛭田 / 植村 / 宇野 / 金子 / 特定非営利活動法人 トラストサルン釧路 / 南標茶地区排水路維持管理組合 / 財団法人 日本生態系協会 / 弟子屈町 / 標茶町森林組合】敬称略)

- ・ 流域全体の発想を
- ・ 市街地に関する議論がない。
- ・ 海岸線付近を含めて。
- ・ 利用域と保全域のバランス。
- ・ 現在の調査区(サイト)は北にかたよっているのでは。
- ・ 利用空間としての“里湿地”の重要性
- ・ 人為的に利用している場所を野生生物が利用しているとの認識

(委員：グループ5【針生 / 齋藤(新) / 仲川 / 釧路市商工会議所 / 釧路自然保護協会 / 釧路湿原国立公園連絡協議会 / 北海道 釧路支庁 / 鶴居村農業協同組合】敬称略)

- ・ 重要な機能(洪水調整・気候安定)を守るため。釧路湿原はここにしかないもの=地域の財産。
- ・ 釧路湿原は下流にある。湿原を守ることが集水域全体の自然を守ることになる。
- ・ 自然と人間の調和を図ることが大事(自然と生活)。
- ・ 広域的に共通の意識を持てる象徴的な取り組み。
- ・ 人間が壊した自然(森林の皆伐)。その責任をとるのが当然。
- ・ 防風林の例を見るとかなり回復が可能。

(委員：グループ6【大山 / 梅田 / 中津川 / (株)北都 / 北海道中小企業家同友会釧路支部 / 釧路川水質保全協議会 / 釧路市 / 環境省 東北海道地区自然保護事務所 / 釧路町森林組合】敬称略)

- ・ 自然再生の概念には「創造」も含まれるべき。かっこの(自然・再生)は必要ないのでは？
- ・ 湿原の「風景」を再生するというのがキーワード。それが20年くらい前のレベルということではないか?それによって個々の対応(目標)が出てくる。

- ・ 再生をいつまで（を目途に）実現するか検討も必要。

(委員：グループ7【内島／福田／神田／くしろネイチャーゲームの会／さっぽろ自然調査館／日本製紙株式会社／林野庁／標茶町農業協同組合】敬称略)

- ・ （このテーマでの話は困難）とりあえず河川蛇行化を例に話をしました。
- ・ 河川管理・農業政策が転換されてきていることが発端
- ・ 国内農業・林業は大事。地元負担を強いるだけでは地域がだめになる。
- ・ 判断がついた（農地としてはムリ）ところは明渠埋め戻すなどで復元するのはいいのでは
- ・ 強引に戻した気になるのは人間のよう慢に過ぎないのでは。

(委員：グループ8【橋本(正)／森／(財)日本鳥類保護連盟釧路支部／特定非営利活動法人 釧路湿原やちの会／釧路湿原塾／国土交通省 北海道開発局 釧路開発建設部／こどもエコクラブ くしろ／カムイ・エンジニアリング株式会社／釧路町／鶴居村森林組合】敬称略)

- ・ 心にうるおいを与えるために自然を残す。
- ・ 観光をはじめとする地域経済の活性化のため。
- ・ 持続可能な程度な再生。

テーマ2「釧路湿原の自然再生に関してもっとも重要な具体的行動は何か。」

(委員：グループ1【藤間／長澤／高橋(忠)／中村(太)／(財)日本野鳥の会 鶴居／伊藤サクチャリ／釧路造園建設業協会／北海道教育庁 釧路教育局／標茶町】敬称略)

- ・ 現在湿原周辺で生活をしている人々と湿原とがうまく折り合って生きていくための具体的計画を考えること。特に農業と自然との関係を上手に保つ必要がある。
- ・ やはり、そこに生活している人と湿原の将来を心配している人とが同じ場所で本気で共通認識を得られるまで話しあうこと。

(委員：グループ2【百瀬／新庄／井上(京)／ボランティアネットワークチャレンジ隊／釧路湿原国立公園ボランティアの会／鶴居村／標茶町商工会】敬称略)

- ・ 共通認識の構築
- ・ 合意形成（協議会の場合だけではダメ！） 住民の合意を得る手法を探る 合意を得たものから取り組む
- ・ あと戻りができる規模で小規模な実験的事業から着手
- ・ 湿原と共生できる折り合いの場を見つける（住民生活と自然再生が互いに負荷をかけない手法の模索）

(委員：グループ3【佐藤(繁)／松本／山田／井上(典)／下久著呂地区農業用排水維持管理組合／釧路生物談話会／北海道 釧路土木現業所／弟子屈町森林組合】敬称略)

- ・ 再生しようとするのが良いことだという認識を住民に理解を得るには、どうすればよいか、そのためのシステム作りが必要である。

- ・ 地元によれば農村整備事業と自然再生事業が整合性や関連性を持たない側面があるため。地域の農業従事者が自然再生事業に関与しにくい。(農業従事者による土地利用と管理その他) その事業法制度の枠組みを変更してゆく必要があるのではないか。
- ・ 農業を通じた自然の管理が必要ではないか?
- ・ 自然的な工法を多くの地域で活かしてほしい
- ・ 全事業者がまとまって流域の土地利用の再編を考えていく必要がある。この上で構想していく必要がある。

(委員：グループ 4【蛭田／植村／宇野／金子／特定非営利活動法人 トラストサルン釧路／南標茶地区排水路維持管理組合／財団法人 日本生態系協会／弟子屈町／標茶町森林組合】敬称略)

- ・ 個別の自然状態の把握はできてきたので、今後、自然現象の関係の解明が重要
- ・ 人工物、人為的影響の調査と評価が必要(例えば伐採地、作業道など)
- ・ 遊水地のある沢筋、作業道など浸食を受け、土砂流出の原因となっている場所を特定し、植生の回復など具体的な保全策が必要。
- ・ 環境教育などソフト面が重要。地域住民、子供たちが釧路湿原の価値を認め、大切に思う気持ちを育てる。指導者や自然ガイドなどの人材育成も重要。
- ・ 情報を提供するだけでなく、双方向の取り組みが重要。例えば、子供たちと調査し、ともに情報を作っていくことなど。

(委員：グループ 5【針生／齋藤(新)／仲川／釧路市商工会議所／釧路自然保護協会／釧路湿原国立公園連絡協議会／北海道 釧路支庁／鶴居村農業協同組合】敬称略)

- ・ 林をつくる～河畔林、農道林、広葉樹を
- ・ 流域の人の理解を得ることが重要。納得してもらう。
- ・ 釧路川流域委員会との連携
- ・ 教育・普及・啓発活動(CEPA) これを担う専門機関の設置も検討を
- ・ 上流も含めて子供達に対する学校教育(何千年もかかる事業)
- ・ 行政と教育の縦割りによる問題もある。
- ・ 子供達による植林活動を(川に柳)。実際に体験することが効果的

(委員：グループ 6【大山／梅田／中津川／(株)北都／北海道中小企業家同友会釧路支部／釧路川水質保全協議会／釧路市／環境省 東北海道地区自然保護事務所／釧路町森林組合】敬称略)

- ・ 地域の理解を得ることが重要で、そのためには住民との生活との折合いが付くことが必要で、そのためには「水循環」の再生こそ重要ではないか?
- ・ 地域の理解を得るために、農水産業の生産価値(品質価値)を高めるために、環境再生を行わなければならないというインセンティブが生まれるようにする必要がある。
- ・ 湿原全体の環境を保全するためには受益者である下流域の人間も汗をかく必要(コスト負担も含め)があるのではないか?
- ・ 問題点が一目でわかる地図をベースとして用意するべきである。

(委員：グループ 7【内島／福田／神田／くしろネイチャーゲームの会／さっぽろ自然調査館／

日本製紙株式会社 / 林野庁 / 標茶町農業協同組合】敬称略)

- ・ どこで(産業と)線引きするのが大事。きちんとゾーニングを。
- ・ 今あるところは残すのが第一。残っている自然の保全が大事。
- ・ 人工工作物をつくらないのが基本。

(委員：グループ 8【橋本(正) / 森 / (財)日本鳥類保護連盟釧路支部 / 特定非営利活動法人 釧路湿原やちの会 / 釧路湿原塾 / 国土交通省 北海道開発局 釧路開発建設部 / こどもエコクラブ くしろ / カムイ・エンジニアリング株式会社 / 釧路町 / 鶴居村森林組合】敬称略)

- ・ 次世代を担う小・中・高校生に、いつでも、だれでも楽しく参加できる自然とふれあう事業→要継続
- ・ 開発行為の検証→いいこと、悪いこと
- ・ 地域の人たちと、膝をつき合わせた深い議論を再生事業では必要。
- ・ 再生事業は地域住民の目に見える形で実施すること。

(会長)

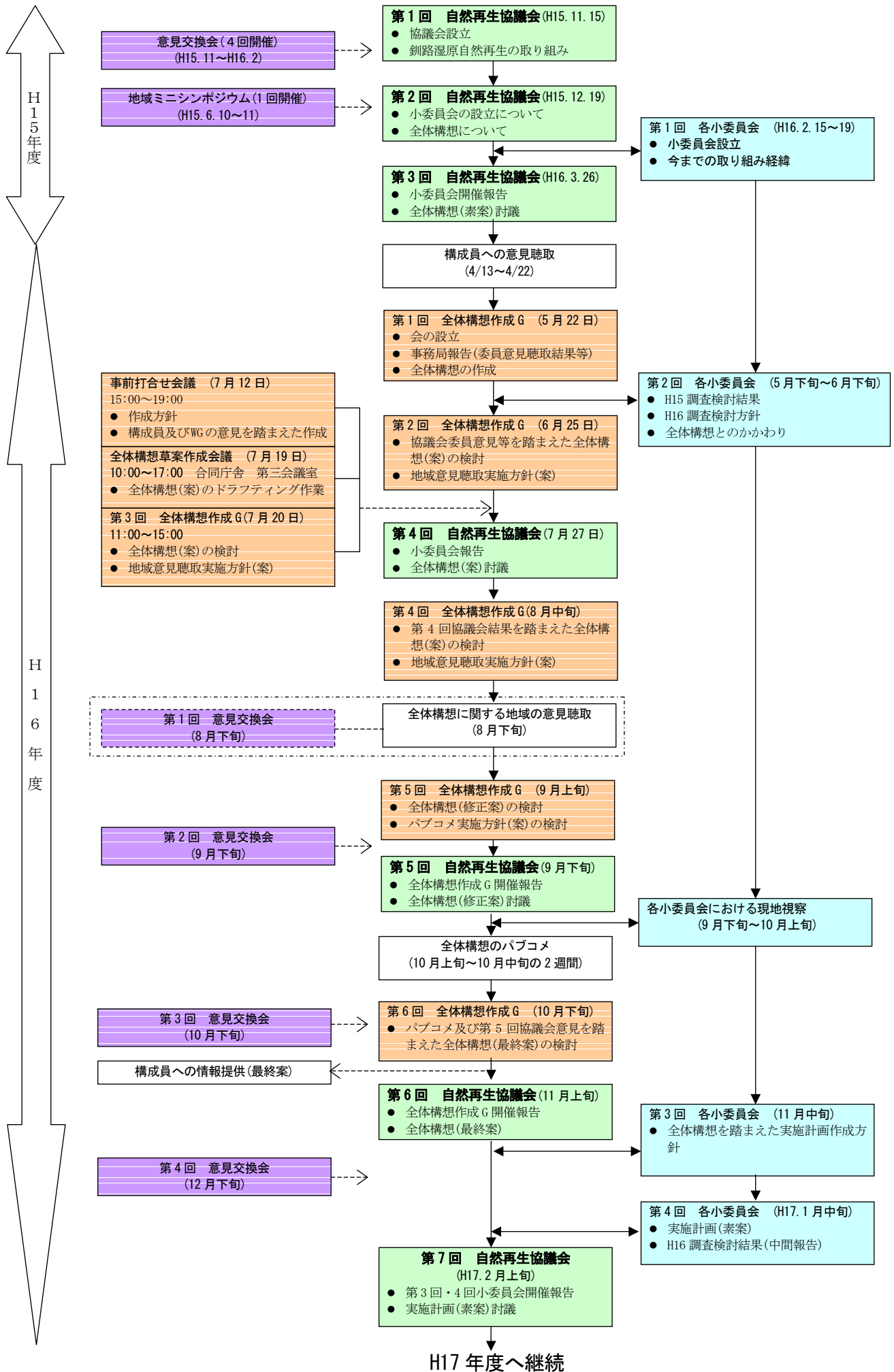
- 各テーブルで積極的な議論を行ったので、その結果、かなりの項目の意見が挙げられた。これをひとつにまとめるのは不可能なので、共通点の抽出をすると次のような点が考えられる。
 - ・ 環境教育が必要である。
 - ・ 少し広い意味で流域圏全体として考えるべきで、例えば、流域委員会との連携を検討していかなければならない。
 - ・ 周辺地域は農業的利用が多いところなので、産業としての農業と、自然あるいは自然再生事業との整合性が非常に重要である。
 - ・ 手を入れ過ぎてしまった部分を、とりあえず元に戻すべき。実験的に試行し、様子を見ながら、あるいは小規模な実験的事業から着手すべきでは。

■ その他

(事務局)

- 昨年 6 月に開催されたミニシンポジウムや 11 月からは月 1 回程度開催してきてきた意見交換会では、釧路湿原の保全と地域との関わりについて意見交換を行ってきた。今後も、自然再生事業を進めるに当たっては、意見交換会等を開催するなど地域の意見を聞く機会を考えていきたい。

協議会運営フロー(案)



H16年度 釧路湿原自然再生協議会運営フロー(案)

全体構想（素案…第3回協議会提示案）に対する協議会構成員の意見

全体構想(素案)の全体の構成に関する各委員からの意見概要

項 目	各委員の意見概要(キーワード)
目次構成	構成がわかりにくい、現状認識と施策の対応がとれていない、段階的な目標追加、環境保全型ライフスタイルの検討・実践を施策に追加、起承転結をはっきりと作るべき
1. 湿原再生の取り組み経緯と背景	データに基づく記載となっていない、再生の事例、記述に誤謬・矛盾が含まれている、原因が究明できていない、農業・林業、都市・道路開発、NPO の主体的・ボランタリーな取り組み、表現など全般に不十分
2. 釧路湿原自然再生の意義・目的・基本的な考え方	施策に自然再生のポリシーを反映、章の内容を重点的に再考、重要な部分が後ろ、再生に関しては科学的・技術的に解明、この章を読んだだけで全体構想が理解できるようにすべき
3. 対象地域	対象地域が不明確、対象区域の項に「課題」があるのは不自然、現状のしっかりした把握、直接的な湿原の消滅、湿原の質の悪化、水辺林の言葉の定義、課題の掘り下げが全く不十分
4. 目標	数値目標が必要、主体が不明確、生物多様性にふれられていない、数値目標を「提言」に準拠、目標は全般に負荷の発生・取り組みと結果の表出にタイムラグがあることを前提に記述、何を目標に展開していくのか不明であり 20 年前に統一、関係者の努力によりラムサールに登録、目標設定にいまひとつ肉付けが必要
5. 目標達成のための施策	主体、スケジュールが不明確、河川に特化した施策、構成・文言整理、対象区域、湿原植生の制御は自然再生の主旨からして疑問、目標達成のための施策分類、発生源への対策、区間的な河床低下対策であってはならない、蛇行河川復元はどんな手助けが必要かを検討、目標達成のための施策は「目的・理由・根拠」「その施策に至る経緯」「実現のための課題・困難性」を記述、釧路湿原全体の再生としての捉え方が不十分
6. 実施する上でのポイント	なぜこのような構成でここに記載されるのか理解できない、再整理が必要
7. その他自然再生の推進に必要な事項	自然再生を進める上で最も重要な視点、「2. 基本的な考え方」に組み入れるべき
8. 役割分担	各施策に対する小委員会の検討範囲や体制ならびに協議会参加者の主な役割分担
その他	小委員会ニュースレターの表現方法、中心部からもっと規制を厳しく、全体的に文章が未完成、地域住民・関係者が十分理解できる手立て自然再生事業を要する区域が広がらないよう配慮、再生の手順の説明、地域の合意が得られる持続可能な再生、教育・普及・啓蒙活動を担う専門機関の設置、自然再生事業としての目的と意味がどこにあるのか、自然の認識や記述が誤りや矛盾が多く見られる、「流域単位の」流域をしっかりと把握、検討し、問題と危機を流域ぐるみで認識・共有する作業、「釧路湿原の自然再生」は「流域を単位」であり湿原だけを対象としないで科学的立場からその範囲は阿寒川水系、釧路川水系、海岸線までいたる地域であることを明記し、そこで生まれている自然の荒廃と劣化の原因と問題を浮き彫りにしたうえで全体構想を作り上げていくべき

全体構想(素案)の全体の構成に関する各委員の意見一覧

	各委員の意見
目次構成について	<p>○全体について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成がわかりにくい <p>目次の構成が不自然と思います。例えば、1の自然再生取り組み経緯と背景と、釧路川流域の概要は項目を分けるべきではないでしょうか？</p> <p>7のその他自然再生の推進に必要な事項は、その他ではなく、前段で書かれるべきではないでしょうか？</p> <p>6の実施するうえでのポイントも同じく、タイトルの名称、位置ともに再検討すべきと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状認識と施策の対応がとれていない。 <p>1及び2で、野生生物の生息地の悪化、生物多様性の保全を課題としてあげていながら、4の目標にはこれらが触れられず、施策としても具体的な取り組みが記されていない。</p> <hr/> <p>■ 釧路湿原自然再生全体構想(素案)の全体構成については、たいへんよく構成されておりますが、意見を述べさせていただければ、</p> <p>(目次案)</p> <p>4. 目標 (1)長期的な目標 (2)当面の目標(今後20年～30年で取り組むべき目標) (3)-追加 段階的な目標はどうでしょうか。</p> <p>5. 目標達成のための施策 (10)環境教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型ライフスタイルの検討、実践 - 追加 ・流域住民(漁業、酪農、林業者)への環境教育の重要性 <p>以上、乱筆な意見を送りますが、よろしくお願ひします。</p> <hr/> <p>全体構(素案)の全体の構成については、よくまとめられているので、特にありません。</p> <hr/> <p>■ 全体構想の素案に一通り目を通しましたが、分担執筆されたものなのか、非常に読み難いものでした。全体構想というからには、起承転結をはっきりと作るべきで、この素案の手直しでは、到底完成できないものと思われます。</p>
1. 湿原再生の取り組み経緯と背景	<ul style="list-style-type: none"> ・「科学的データを基礎とする丁寧な実施」を記載しているにもかかわらず、データに基づく記載となっていない。 <p>環境省の自然環境情報図で様々なGISデータや数値情報が作成されているにも関わらず、構想に反映されていない。例えば、自然環境情報図では、釧路湿原の面積が、203.66 km² (1997年)となっているが、構想では1万9千haとなっている。</p> <hr/> <p>(1) 2) 湿原面積の変動</p> <p>2,500ha (1947年) から 19,000ha (1996年)、2割減少とありますが、南側や八つでの葉状に奥へ入り込んでいく小沢の谷地がほとんどつぶれている現況を考えると、もっと減少していると思われます。</p> <p>(2) 自然再生を取り巻く国内外の状況</p> <p>法や条約、会議だけ掲載では「あ～そうか」で読み流してしまいがちになると思われます。国内外での再生の事例や取組中の事業などを添付するとインパクトが強いと思われます。対象は湿地でなくとも、柳川の掘割り再生やアサザプロジェクト、柿田川湧水保全などのような事例でも良いと思われます。</p> <hr/> <p>■ 3-1 から 3-4 までは非常にいいねいに書いてありますが、文句はないですが、ここまで細かく書く必要があるのか疑問に思ひます。</p>

各 委 員 の 意 見

1. 対象となる自然やその変化に対する記述に誤謬・矛盾が含まれていたり、記述が分かりにくかったりする。特に現在の状況に至る原因については、究明できていないことも含めて丁寧に書くべきである。
 文章のまずさもあり、因果関係がよく分からない。自然の変化と人為影響による変化は区別されるべきだが、その区分も分かりにくい。例えば次のような記述である（詳細は別紙）。「釧路湿原は、... 上流から流入する土砂や栄養塩類などの影響を強く受けて来ました。それらは釧路湿原面積の減少や植生の変化となって現れています。」(3-1)「湿原への土砂や栄養塩類の流入負荷の増大は、ハンノキ林の拡大などの現象として現れ、湿原環境の変化の大きな要因のひとつ」(3-6)。
2. 農業・林業の開拓の歴史、その失敗・軌道修正、そしてこの再生の取り組みという、もっとも重要な意義と課題が欠落している。農林業への配慮、農林業の湿原への配慮にふれないのでは、地元農林業者の不信感も募る。
 今までの開発の歴史や、その中での失敗・課題には全くふれていない。湿地・寒冷地における農林業の苦難と、国内一次産業自体の苦境が前提になれば、そもそも再生事業という発想が成立していかどうか。また、逆に一次産業の再生にからめた視点がなければ、地元農林業の反発は必至であり、計画自体が絵に描いた餅になってしまう。すでに小委員会・協議会の議論でも、この再生事業と農業政策の矛盾、あるいは合意なき方針転換に対して、もっとも批判が出されているのに対して、この構想で応える必要がある。
3. 湿原南部の都市開発、道路開発に関する言及もない。
 前半で上流部の開発の影響には何回もふれられているが、南部の市街地側からの湿原の消失には全くふれられていない。湿原の減少は農林業のみに起因するわけではないので、宅地開発・道路開発についてもふれるべきである。そこから生活との関わりについて、あり方の見直しや環境教育の必要性という視点も出てくるだろう。
4. 経緯や取り組み方については、法の制定や行政の対応に記述が偏り、市民グループ・NPOの主体的・ボランティアな取り組みに全くふれられていない。
 市民グループの努力で保全されたり、世論が喚起されたりしたことにふれていない。... 「3) 釧路湿原の国立公園指定など 法指定状況についてコメント」(3-2)
 あたかも提言に基づいて、地元NPO等が活動を始めたように読める。... 「提言を受けた関係省庁や自治体、地元NPO等は湿原の保全・再生に向け、...」(3-2)
5. 表現など全般に不十分であり、重複する文章もも多く、「たたき台」であるとしても疑問である。用語・表現も科学的かつ丁寧に、一般市民でも分かりやすく改める必要がある。重要なことが何かということが掴みにくい。
 例えば、「釧路湿原は、他の地域ではすでに喪失してしまっている平野部の原自然が保全されており、湿原全体を支配するヨシ、スゲと散在するハンノキ林、蛇行する河川などが構成する自然性の高い広大な水平景観は、他に類例のない特徴を有しています。」... 「原自然」という言葉はない。「水平景観」もよく分からない。「支配する」もどうか。「スゲ」はスゲ類とする。
 「近年、流域の経済活動の拡大に伴い、森と川と湿原が一体となり、相互につながりをもった生態系の質の低下が懸念されています。」... 経済活動に伴い「一体となった」ように読める。
 「釧路湿原は、湿地が支える生物多様性、即ちラムサール条約が定義する湿地として多様な環境にある動植物相にとってきわめて重要であり、昭和55年6月17日、湿地保全と湿地の賢明な利用の促進を目的として、釧路湿原が、我が国最初の最初の登録地に指定されました。」... 大変理解しにくい文章である。

	各 委 員 の 意 見
<p>2. 釧路湿原自然再生の意義・目的・基本的な考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載が施策とあっていない 「自然再生とは、何かを造ることが目的ではなく、自然に対する悪影響をていねいに取り除くことによって・・・」とあるが、後段の施策に、このポリシーがどこに反映されているのか疑問です。 <p>第3回協議会でのブレインストーミング討議による意見の大部分は、全体構想（素案）の「2. 釧路湿原自然再生の意義・目的・基本的な考え方」、「4. 目標」及び「7. その他自然再生の推進に必要な事項」に網羅されていると思います。修正するとすれば、これらの章の内容を重点的に再考すべきと思います。</p> <p>6. <u>基本的な考え方・コンセプトが分かりにくい。重要な部分が「ポイント」として後ろに来ているが、前</u> <u>にあるべきである。</u> もっとも重要な考え方の部分が、2. と6. に分かれており、記述も分かりにくい。5. の施策の中には矛盾するように思えるものもある。おそらく、基本的な考え方を整理すると以下のようなと思われるが、記述が整理されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生態系として関わりのある場所・事項全てを対象とする 3-6に項目があるが、今のところ記述がない。「保全・再生の対象は釧路湿原の自然環境です。」は意味不明 ● 長期的な視点に立ち、短期的な結果のみで判断しない 3-8に項目があるが、今のところ記述がない ● 保全を優先し、次に受動的な施策を優先しながら、自立的な自然の回復を目指す 3-5,6に散発的に記述があるが、まとまっていない。3-16にあげられているものを前に持っていく。 ● 科学的な目標設定と検証方法を採用し、施策は結果に対応できるよう柔軟に運用する 3-16にあげられているものを前に持っていく。 ● 多様な主体が連携し、地域社会における生活の保全につながることを目指す 3-5,6などに散発的に記述があるが、まとまっていない ● 情報の公開と説明を十分に行ない、市民の主体的選択権を確保する。 3-17にあげられているものを前に持っていく。 <p>7. <u>「再生」に関しては科学的・技術的に解明すべき問題がある中で始めているという前提が必要である。</u> 「再生」の困難さは、社会として新たな取り組みであるからだけでなく、知見の不十分さや技術が確立していないことにも起因している。そのために「科学的調査」の必要性が求められているのであって、そのことを事業者・市民双方に理解してもらえうように、しっかり記述すべきである。</p> <p>■ 「2. 意義・目的・基本的な考え方」について この項目は、文章全体の「へそ」ともいうべき重要な部分です。 この項を読んだだけで全体構想が理解できるよう、十分に書き込みを加えた上で、箇条書き等で整理されたポイントを示すべきであると思います。</p>
<p>3. 対象地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象地域が不明確 「保全・再生の対象は釧路湿原の自然環境です。」とあるが、釧路湿原=流域全体と読むのでしょうか？流域全体とした場合、釧路市の市街地も対象とするのでしょうか？市街地が入らないなら、境界線は何処になるのでしょうか？ ・対象区域の項に「課題」があるのは不自然 全体構成の問題かと思いますが、全体の流れから考えて不自然です。

	各 委 員 の 意 見
	<ul style="list-style-type: none"> ■ それに比べて、3-6 はあまりにも簡単すぎます。再生事業というからには、まず現状のしっかりした把握が必要です。例えば現在の湿原面積は、本当に1万9千ヘクタールあるのですか？また、湿原の抱えている課題は大きく言って二つです。一つは直接的な湿原の消滅です。これには農地開発もあるでしょう。農地開発によって失われた湿原の面積はどれくらいですか？。また意見にも出ていたように、市街地や資材置き場などのために埋め立てられた湿原の面積はどれくらいですか？道路建設によって埋め立てられた湿原の面積や、堤防の造成によって失われた湿原面積はどれくらいなのでしょう。現状を正しく理解するためには、これらのデータは必要です。そして、今後はどうするのか。湿地の開発は止めるのか、どこかで躊躇するのか、また放棄された開発地をどうするのか。それが可能な面積はどれくらいなのか、これらを湿原全域についてできる限り明らかにする必要があります。再生事業の基本的な考え方にもありますが、まずは現存する良好な環境の保全が検討されるべきです。 ■ 二つ目の課題は、湿原の質の悪化です。これには上流部からの土砂流入や、堤防による水移動の遮断などがあると思います。これらをひとつひとつ検討します。上流からの土砂流入の増加は、流域の保水力の低下と、川のショートカットのためであると指摘されています。まだ他にも理由があるかもしれませんが、これらを十分に検討して、原因を列挙していくべきです。そこから、再生事業の目指すものが出てくるはずで、今すぐ対策ができなくても、将来的な課題として挙げておくべきです。これらの中には、地域産業や治水などと相反する事項が出てくると思います。それでも具体的に挙げておかなければなりません。素案の最も大きな間違いは、現在着手可能な事業を中心に説明されていることです。 ■ 一つ例をあげると、久著呂川の河底の土砂流出問題が取り上げられていますが、これは川を直線化したことから始まりました。しかし、素案では、原因とその除去には一切ふれず、川底の安定化工事をするといった対症療法が書かれているのみです。これでは真の再生事業ではありません。 ■ また、水辺林という言葉もたくさん出てきますが、定義がされていません。緊急に必要なのは、川周囲の氾濫原(河畔湿地)です。堤防上に木を植えても「水辺林」となるわけで、ないよりはマシでしょうが、河畔湿地の代わりにはなりません。 <p>このように、言葉においては課題の掘り下げが全く不十分です。もう一度始めから作り直すべきです。課題を出し尽くすことにより、必要な事業はおのずと明らかになるのです。現在計画中の事業から全体構想を作るとは、基本的に間違っています。</p>
4. 目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数値目標が必要 <p>科学的データを基礎とする以上、目標を数値で明確に示すべきと考えます。「負荷を少なくとも概ね 20 年前の水準に戻すことが必要となります。」は、目標として、あまりにもあいまいではないでしょうか。「少なくとも」、「概ね」「必要となります」といった表現は、目標の記載としてふさわしくないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主体が不明確 <p>この目標の主語は、誰でしょうか？誰が責任を持って実施するのでしょうか？ 「保全することとします」、「維持することとします」、「必要です」「重要と考えられます」「重要です」など、主体性のない文言の羅列で、目標となっていないのではないのでしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性に触れられていない <p>前段で、野生生物の生息地の課題について記載されているにも関わらず、目標に生物に関するものはありません。</p> <p>湿原植生、タンチョウ、キタサンショウウオなど、前段で記載された課題についての目標を記載すべきと思います。</p> <hr/> <p>1. 数値目標について</p> <p>釧路湿原自然再生事業は、他の地で実施されている自然再生事業とは異なり、考え方や、科学的根拠に基づいた施策の提案が「釧路湿原の河川環境保全に関する提言」として平成 13 年に、釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会によってまとめ上げられています。</p> <p>その中では、目標を達成するための具体的な施策がその目標値や年限とともに示されており、当自然再生事業の全体構想(素案)にもかなりの部分が踏襲されているように見うけられます。しかし、肝心の数値目標の部分のいくつかが空欄となっていたり省かれており、全体として後退した感があります。「提言」の数値目標は、科学的根拠をもって示されたものであるため、これを後退させると当の科学的根拠を失い、目標達成に向けた施策とは言い難くなります。数値目標を「提言」に準拠させることを提案します。</p>

各 委 員 の 意 見

「目標」は全般に負荷の発生・取り組みと結果の表出にタイムラグがあることを前提に記述すべきである。

「目標」における記述は、現状維持・負荷の抑制・自然の再生に関して、混乱が見られる。年数の設定も「提言」を踏襲しているが見直した方がよいと思われる。根拠なども示さないと説得力がない。…「この目標を達成するには、流域および河川からの負荷を少なくとも概ね20年前の水準に戻すことが必要となります。」など。

- 自然再生基本方針に基づいた全体構想(素案)の作成に努力をいただきありがとうございます。内容は釧路湿原の河川環境保全に関する提言を受けた流れで作成されておりますが、目的達成のための目標をみると、「ラムサール登録当時」や、「土地利用が急激に展開した以前の水準」など、時限を決めることが難しいとは思いますが、何を目的に展開していくのか不明であり、20年前に統一することが必要と考えます。
- また、急激に乾燥化していることや、経済活動の結果であることを正しく認識し、地域住民など、流域の利益のために利用されてきた結果の中で、現在の湿原が保全されるなど、関係者の努力によりラムサールに登録されたことに結びついていること。
- それも住民が自然と共生してきた結果であると思うが、今回の『自然再生』そのものが、ただ単に利用を制限することに向かなければと思います。このことは、消す・悪化・激減・消滅などの指摘表現が多く、今後、流域へ様々な人々の参加や事業の実施に向けて動き出すことや、一体的に取り組む妨げにならないと考えます。
- 森林再生小委員会に参加し、流域全体の考えがベースに必要であることは認識しておりますが、個々の環境や小流域を考えると植栽に必要な樹種や考え方が異なり、意外と地位特性が強く、地域の環境に左右されるところです。このことは、森林再生により、多様な機能を向上させることが急務の中、実施します。整備します。配慮します。設置しますなど、他の小委員会に使用している前向きな表現が使用されていなく残念に感じております。
- 森林は、悪者になっても、多様な公益的機能を持ち合わせていることが、今後の森林再生に必要であり、湿原を守る近道と認識しております。このことは、湿原に直接手をつけることも必要ですが、回復の遅れている地域の森林を再生することが、湿原を守るために必要な活動であり、植栽方法や植栽する樹種の検討が結果として流域の環境の緩和と水環境の保全につながることであり、単に、項目のみを列記するのではなく、具体的な表現が必要と感じております。なぜならば、シカによる被害の防除とありますが、例えば、柵の設置を行うのか、景観を重視するため忌避材(種類によっては魚毒性や環境ホルモン汚染などが危惧される。)を使用するなど、実施計画での内容と重複する部分もあるかとは思いますが、わかりやすく説明する責任からも、具体的な表現を使用して地域の広がりや目標を記載する必要があるのではと感じました。
- 第3回の協議会に、父親の死去により出席できなく、各テーブル毎の意見が多岐にわたり、再生に向けた責任の重さがヒシヒシと感じております。

象徴的な表現の中ではありますが、当面、20年前の姿に戻すために、5～10年の期間を設定し、共通な期間の中で事業を進めることや、実施した期間の評価等に必要であると感じ、意見とさせていただきます。

特に私自身アイデアもなく恐縮ですが、1980年2000年という目標設定にいまひとつの肉づけが必要ではないでしょうか。一般の人でももう少し具体的なイメージが湧くような形ですが、ハンノキを指標とした面積のものだけではインパクトが乏しいように思われます。

	各 委 員 の 意 見
5. 目標達成のための施策	<p>・ 主体、スケジュールが不明確 誰が何時までに何をやるのか、全く記載されていない。</p> <p>・ 河川に特化した施策となっている 「保全・再生の対象は釧路湿原の自然環境です。」を受けた施策が、(流入負荷量対策、湿原総量維持のための施策) なのでしょうか？全体の流れ、文言の使い方とも、非常に理解しづらく思います。</p> <p>・ 生物多様性保全にかかる施策を明確に 先に書きましたが、生物多様性保全に関する施策を具体的に記載すべきと思います。</p> <p>・ 構成、文言の整理が必要 「考え方」に「目標」と思われる文が入っているのは、構成上、不自然と思います。また、例えば、「水質浄化機能やビオトープ機能及びそのネットワークとしての機能」といった、意味の理解できない文言があり、整理が必要と思います。</p> <p>・ 対象区域 (3) 湿原の再生の項に、突然、対象区域として・・・とありますが、前段の対象地域に記載されるべきではないでしょうか？</p> <p>・ 湿原植生の制御は、自然再生の主旨からして疑問 「自然再生とは、何かを造ることが目的ではなく、自然に対する悪影響をていねいに取り除くことによつて・・・」という主旨からして、「冠水頻度を変化させる」、「制御する」という表現は、誤解される恐れがあると思いますので、修正が必要ではないでしょうか？また、「なお、対策の検討・実施に当たっては湿原湛水試験の結果も考慮する」という文章は意味がわかりません。</p> <hr/> <p>3. 目標達成のための施策分類について 平成13年3月にだされた12の提言のうち社会系の提言9から12の内容を、その後の議論等をふまえて再構築し、「保全と利用の普及啓発」「環境教育の推進」の2つにまとめたと理解しています。一般市民にもわかりやすく、施策の内容を完結にまとめることは、大切なことだと思います。ただし、現行区分において、カバーしきれないもの、区分しきれないものなどがあり、施策の分類を一部見直す必要があると考えます。具体的には、3つの施策に分類することを提案します。(詳細項目については、様式2に記述)</p> <p>(9) 普及啓発の充実 (10) 環境教育の推進 (素案通り) (11) パートナシップ型保全と利用のしくみの構築</p> <hr/> <p>5. 目標達成のための施策 「発生源への対策を流域全体ですすめていくことが重要である。」という方針と(1)の施策の内容が合わないところがあるように見受けられます。水辺林や土砂調整池はあくまで下流側流末での一時的な対策であり、発生源からそこにいたるまでの経路での対策・配慮や緩和策に対する取組み姿勢を見せないと、流域全体と言えるものではありません。</p> <p>また自然再生の手法は「ものをつくることではなく、自然が自らの力で回復するための条件整備にとどめ、人が干渉しないよう仕上げは自然に任せていくもの」です。河岸浸食や河床低下を防止するために護岸や床止めを施すとありますが、災害復旧工法のイメージが湧いてきます。選択肢はほかに検討されたのでしょうか。床止めが原因でその下流側が河床低下し河岸が浸食されていくことはままあります。この場合は「人為的に自然の状態をさまたげている要因を取り除く」という考え方に沿い、床止めをはずし川が旧川に向かって自ずと復元していくよう手助けを与える、などの方法も選択されると思います。もちろん上記した流域全体と合わせた取組みの視点が重要で、区間的な河床低下対策であってはならないと考えます。</p> <p>蛇行する河川の復元については、「可能な限り5年以内に蛇行した河川に復元します。」とありますが、自然に任せていくようなゆとりがほしいものです。これでは単なる蛇行化工事にすぎず自然再生と言えないものがあります。川は水が流れているところだけではなく、地下に伏流しているところも川ですし、旧川にも伏流水はまわりこんで流れており、そこを短期で開削していくのは現環境をこわすおそれもあるので、自然に近い状態で川自身に河道をゆっくりとつくらせていくほうが自然だと思われれます。そのためにちょっとしたどんな手助けが必要かを検討していけば良いと考えます。</p>

各 委 員 の 意 見	
	<p>8. 「目標達成のための施策」は、「目的・理由・根拠」「その施策にいたる経緯」「実現のための課題・困難性」といったことを記述すべきである。逆に、細かい工事内容や具体的な地名などに関する記述は、十分な検討なしに書くべきではないし、そもそも「基本構想」というものにそぐわない。</p> <p>説明無しの記述は、関係者（特に農林業者）の反発を招きやすいと思われる。…「過去に直線化された河川について、可能な限り蛇行した河川への復元を図ります。」(3-12) など。</p> <p>「提言」そのままの流用、未整理のためと思われるが、具体的すぎる提言が不自然である。根拠や科学的検証があるといえるのか疑わしいものもある。…「河岸保護工及び床止め工を設置します」</p> <p>「久著呂川の湿原流入部において、湿地の沈砂地的利用を行うことにより、下流域の湿原植生の制御を図ります。」(3-10) など</p> <p>9. 全般に河川としての流域理解と河川改修の発想に偏り、釧路湿原全体の再生としての捉え方が不十分である。</p> <p>随所に「河川からの（湿原への）負荷」にとあり、自然現象としての河川の動きや土砂運搬を負荷と混同させる記述が多い。施策も河川に偏っている印象を受ける。河川への働きかけだけでは問題を解決するのは不可能であるとの認識に立ち、流域全体が対象になったことを踏まえて、記述を見直すべきである。</p>
6. 実施する上で のポイント	<p>この項が、なぜこのような構成でここに記載されるのか理解できません。 細項目も系統的ではなく、疑問に思います。再整理が必要ではないでしょうか？</p>
7. その他自然再生の推進に必要な事項	<p>この項は、自然再生を進める上で、最も重要な視点とします。何故、その他という項目の中で記載されるのか疑問です。</p> <hr/> <p>農林水産業との共存は全体構想の最も重要なテーマの一つです。「その他」として別項を設けるのではなく、「2. 基本的な考え方」の中にきちんと組み入れるべきではないでしょうか。</p> <p>この構想の中に盛り込むべきか否かはわかりませんが、土地所有者、農林水産業者にとってどのような制限がかかるのか、その規制に強制力があるのか、が気になります。もっと穏やかな表現をするならば、どのような役割分担を期待されているのか、明確にされるのが望ましいと思います。</p>
8. 役割分担	<p>目標を達成するために実施していこうとする事項が、項目ごとの施策としてまとめられています。これらの項目一つひとつについて、さらに、実施者や具体的なタイムスケジュールなどを検討しながら自然再生事業実施計画を練り上げていくことになると考えています。</p> <p>そこで、こうした課程をよりスムーズに運ぶために、各施策に対する小委員会の検討範囲や体制ならびに、協議会参加者の主な役割分担について触れておくことを提案いたします。</p> <p>そうすることによって、今後、事業の実施に際しても当事者意識が強まり、遅滞なく進めることができると思います。</p>

各 委 員 の 意 見	
そ の 他	<p>今回の全体構想素案を見た場合、全体的に今までの試験結果や地域住民が疑問に思っている対策がそのまま再生事業の対策として記載されており、結局は地元の意見を無視しているような中身であり、今後の素案作成グループの中で議論したい。</p>
	<p>小委員会のニュースレターを拝見していると、それらの委員会が再生協議会発足の前後の区切りがはっきりしないのですが、再生協議会以後に参加したものとしてはいささか不安です。表現方法にご一考をお願いします。</p>
	<p>釧路湿原は幾つかの区域に分かれ、人工的なもの・〇〇や投棄等も可能な場所、保持〇〇な流域とランクづけされています。この人工物に許可を与える区域をずっと拡大してはいかがですか。塘路湖畔の別荘地の急造乱立、廃車の山積み、いずれも許可区域ですが、それ以前にもっと〇細やかな行政で、結果的に捨てられていた。廃棄物が増えたのではなくて国の厳しい制約が必要であると思います。空港から釧路に至る道も、制約されていない湿原の中だと思います。以前、三笠宮崇仁親王をお迎えしたのは、空港からまりも道路に降りた時、「ほう、すごいね」と感心されてました。湿原ではなくて、まりも国道の道端の廃車山におほめ(?)が思わず口をつかれた言葉と思います。この特に中心部からもっと規制を厳しくしていただくことが大切だと思いますし、太古の姿を復元する一案と思います。</p>
	<p>全体的に文章が未完成。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 釧路湿原の辿った行程(社会的価値観の変化、利用形態の拡大、開発行為の検証等)及び経過を、地域住民・関係者が十分理解できる手立てが必要と思われる。 ■ 湿原周辺で今後実施される開発行為については、生態系への影響等を十分に検証した上で実施することとし、将来的に自然再生事業を要する区域が広がらないよう配慮する必要があると考える。 ■ 現在の生活とのバランスを考えた自然の保全・再生の手順の説明が必要と思われる。 ■ 農業、林業の政策的な展開が今後どのように変化するのか、行政側から事業者に対する説明が必要と思われる。(一方的な地域負荷は避けるべきである。) ■ ワイズユースの原点を考慮した観光立地及び地域経済の活性化・向上に結びつく事業を目指すべきである。 ■ 将来的にも、地域の合意が得られる持続可能な再生(次世代を担う小・中・高校生が、いずれも、誰でも学習でき、自然と触れ合える場面の創出)を考慮すべきと思われる。 ■ 教育・普及・啓蒙活動(CEPA)を担う専門機関の設置も検討する必要があると考える。

多義にわたる課題を整理し、釧路湿原の自然再生について全体的な構想を作り上げる作業は大変なものがあったと思われます。ご苦労様です。

全体には技術的な問題も含め様々なテーマが記載されていますが読んだ印象は「釧路川川沿い事業構想」のような印象をぬぐえないものがありました。

これまでの協議会でも発意の段階から「自然再生事業としての目的と意味」がどこにあるのか不明な事業が事例としてうまれていて疑問を抱えたまま、協議会に参加しておりました。

今回の素案を読み意味不明がどこにあるのか少し理解できたように思います。自然再生事業の意図と目的を協議会で十分深め、「自然再生」の持つ意味について共通の認識をえて始めないと自然再生が「釧路湿原自然再生(工事)協議会」に流れていくような気がいたします。小委員会でも全体構想の本質的な議論と意見がきかれなく、技術的なものが多く、そもそもの議論がほぼ無いため「市民・住民が見えない」とする声となっているといえます。

自然再生法以降、協議会の設立と大変あわただしく事が動き、「官主導」で事態が「法の執行」ということで動いているような気がします。

事業を遅滞無く進め、急ぎたいという意志は肯定できても、「自然再生のそもそも」と「釧路湿原でなぜ自然再生が必要で、問題はどこにありなぜそうなったのか、これからどうすべきなのか」ということから協議が始まりそれから「具体的な小委員会のような議論」となると思います。

素案では釧路湿原の流域の現状についての問題の提起や説明が極めて不十分でおざなりとしか言いようがなくなっています。ここの部分で手を抜くと「事業の方向性」を誤り、失敗を招くことになってしまうと思われます。

素案を読んでも概要、課題、過去の取り組みの経緯、内外の状況などで「自然の認識や記述が誤りや矛盾が多く見られ」ています。

違和感の多い素案を読み続けていくうち、2、意義・目的・基本的考え方(3-5)以降で違和感の原因がわかりました。素案の中に、言葉としては散見していますが「流域全体で起きている問題やその原因の解明、流域全体を科学的に見通」その上で「再生」にあたるという基本的で原則的な視点が欠けているとおもわれます。3、の「対象区域」の中で、(2)に「流域全体の視点」との項目が記載されていますが内容では「保全対象は釧路湿原の自然環境です」などと限定して「流域全体」を否定するなど意味不明になっていることにこの素案の「意味不明」が明瞭になっています。

釧路湿原の自然再生でまず明確にしなければならないのは、個々の事象の「工事業」の明確化ではなく、釧路湿原が危機的な現状になっている原因とその反省の明確化です。上流の農業や林業だけでなく、下流の都市化の開発など流域で何が起きて湿原環境に負荷を与えているのか「保全対象は釧路湿原流域全体の自然環境であるべきでそこから出発する」事といえます。特に釧路湿原南部の湿原の保全が全く触れられていないのは流域の視点に立たない致命的事項でこの素案が「釧路湿原の自然再生」を目的としていないことを立証しているようなものと思われます。

釧路湿原の保全は海岸線から6-8km以北として大部分のキタサンショウオの生息湿原である南部の自然破壊宣言をした過去の「共通認識」を明確に否定することも釧路湿原自然再生の重要な課題です。阿寒川水系も釧路湿原の一部であることも明らかです。

以上のことからこの素案には自然再生の原則的欠陥があるといえます。大急ぎで作成したという経緯もわかりますがこれでは「全体構想」にならないといえます。

これまでの流れの中で、各個別の工事・事業別小委員会が設置されていますが、自然再生協議会で最初にやらなければならないことは「流域単位」の流域をしっかりと把握、検討し、問題と危機を流域ぐるみで認識・共有する作業であるといえます。全体構想では自然再生協議会には流域を総合的に捉え検討する「委員会」を先ず作りそこでの議論を進め核として、個別の問題・事業の委員会を作ることを明記することを要請します。

今回の全体構想を作るこの協議会でも「釧路湿原の自然再生」は「流域を単位」であり湿原だけを対象としないで科学的立場からその範囲は阿寒川水系、釧路川水系、海岸線までいたる地域であることを明記し、そこで生まれている自然の荒廃と劣化の原因と問題を浮き彫りにしたうえで全体構想を作り上げていくべきだと思います。

釧路湿原の事業がモデルとしての自然再生事業であるとするなら、流域の現状を明確にしたうえでラムサール会議のモントリオールレコード?にかけ世界の注視も受け、国をあげ自然再生を進めていくことを全体構想に盛り込むことも提案します。

個別の内容については時間が無く書けませんでした。取り急ぎです。